

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十一号

令和元年八月二十五日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場におけるポスターの掲示を開始できる期日は、八月八日とする。

令和元年七月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治